より読み替えられた第七条の四から第七条の六まで及び附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条の見出し	附則第十五条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条第一項	附則第十五条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
	以下同じ。）でないもの	以下同じ。）でないもの並びに算定政令附則第十七条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（同条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下同じ。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員（同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。）
（略）	（略）	（略）
附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条第二項から第四項まで	附則第十五条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
	（略）	（略）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
	（略）	（略）

場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条の見出し	附則第十五条	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条第一項	附則第十五条	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
	以下同じ。）でないもの	以下同じ。）でないもの並びに算定政令附則第十八条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（同条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下同じ。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員（同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。）
（略）	（略）	（略）
附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条第二項から第四項まで	附則第十五条	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
	（略）	（略）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
	（略）	（略）